

「General Tutorial English」の「English:Advanced」への変更について

法 学 部 事 務 所

英語を「外国語B(10単位)」として選択した場合、General Tutorial Englishの履修が必修となっていますが、英語力が下記の基準に達している場合、General Tutorial Englishの履修をEnglish:Advancedに変更することができます（希望者のみ）。

1. 申請条件

以下のいずれかの基準を満たしていること。

- ・ TOEFL iBT 100点以上
- ・ TOEFL PBT 600点以上
- ・ TOEIC 880点以上

※海外(英語圏)での生活が長いなど、上記の英語スキルを満たしていると判断される場合は申請を認める場合があります。
上記条件以外の理由により変更申請を希望する場合は、申請期間内に法学部事務所に相談してください。

2. 申請方法

(1) 申請期間

2016年4月1日（金）～2016年4月14日（木）

(2) 提出書類

- ①英語科目履修変更届（法学部事務所で配付）
- ②申請条件をクリアしていることが証明できるもの（スコアが明記された証明書）の写し

(3) 提出先

法学部事務所（8号館1階）

3. 申請が認められたら

(1) General Tutorial Englishの登録・履修について

English:Advancedへの登録変更の申請が認められた場合、General Tutorial Englishの自動登録を事務所で取り消しますので、実験実習料の支払いとGeneral Tutorial Englishの履修は不要となります。

(2) English:Advancedの履修について

英語科目の必要単位数10単位のうち、General Tutorial English分の2単位はEnglish:Advancedを3年次以降に自身で登録したうえで、履修することとなります。なお、English:AdvancedはBridge 2単位Gate 2単位、Theme 4単位の合計8単位が修得済みであることが登録の前提条件となります。

以 上